

氏名（本籍）	曾我 政弘（神奈川県）			
学位の種類	博士（法学）			
学位記番号	博乙第 2700 号			
学位授与年月日	平成26年 7月25日			
学位授与の要件	学位規則第 条第 項該当			
審査研究科	ビジネス科学研究科			
学位論文題目	独立取締役の法的意義と導入制度に関する研究			
主査	筑波大学	教授	博士（法学）	徳本 穰
副査	筑波大学	教授	博士（法学）	大野 正道
副査	筑波大学	教授		弥永 真生
副査	筑波大学	准教授	博士（法学）	木村真生子
副査	京都大学	教授	博士（法学）	北村 雅史

論文の内容の要旨

審査請求論文は、独立取締役をめぐり、わが国の状況を分析し、その問題点を明らかにした上で、米国、英国等における法状況を比較法的に検討しながら、わが国の問題点に対する示唆を纏めるとともに、社外取締役の候補となるべき人材の確保についても具体的な提言を行うものである。

本論文の内容は、大要、以下のとおりである。

まず、第1章では、わが国の取締役会における問題点について分析し、取締役会に影響を及ぼす要因として4つの主たる要因があることを指摘しながら、その対応として、独立取締役が考えられることを指摘している。また、本論文の全体の構成についても、紹介している。

次に、第2章では、第1章で指摘された、取締役会に影響を及ぼす4つの主たる要因の内容について、具体的に例示しながら、その内容を明らかにしている。

次に、第3章では、以上の問題点についての対応として、社外取締役が考えられないかということを検討し、社外取締役の法的位置付けを一瞥した上で、社外取締役による対応の限界について明らかにしている。

そして、第4章では、以上の第1章から第3章までの検討を通して得られた、わが国の状況とその問題点を解決するための示唆を得るべく、比較法的考察として、米国の状況について検討している。そして、米国では、社外取締役というよりも、独立取締役が重要な役割を担っていることを明らかにしている。

次に、第5章では、英国等の法状況について検討している。そして、以上の米国および英国等の法状況との比較法的考察を通して、独立取締役の選任を登記事項とすべきであること、取締役会議長とCEOを分離して、取締役会議長には、独立取締役をあてること、相談役・顧問等の会社役員経験者については、それらを影の取締役と看做して登記事項とすること等を明らかにした上で、これらの諸制度をわが国に採り入れることが、わが国における問題点を解決するために有益であると指摘している。

そして、第6章では、以上の検討を通して得られた結論として、そうした独立取締役に関わる諸制度をわが国に採り入れた場合に、わが国において、独立取締役の候補となるべき人材を確保することが可能であるのかについて、具体的に検討を行い、それが可能であることと、それを可能とする関連する仕組みについても提言を行っている。

最後に、第7章では、残された課題について紹介するとともに、本論文の纏めを行っている。

審査の結果の要旨

審査請求論文のテーマである独立取締役（ないし社外取締役）をめぐるのは、その設置の強制について、わが国においても、とりわけ、近年、会社法の改正や証券取引所の規則の変更にあたって、一定の会社に社外取締役選任を強制するか否かをめぐり、活発な議論が行われている。

このようなわが国の状況に照らすと、審査請求論文のテーマは、わが国の状況に喫緊のテーマであると言え、博士論文において検討するに値するものであると評価することができる。とりわけ、審査請求論文は、その考察の切り口として、審査請求者の長年にわたる経営者としての具体的な経験に基づき、わが国の取締役会における問題点について鋭く分析しながら、取締役会に影響を及ぼす要因として4つの主たる要因があることを、具体的な例をあげつつ指摘しているが、こうした切り口は、従来の先行研究にはあまりみられない審査請求者に固有のものと言え、独創性を有するものと思われる。

また、審査対象論文においては、独立取締役（ないし社外取締役）をめぐる、わが国をはじめ、米国、英国等の諸外国の法状況を、詳細に紹介・検討しており、その字数は20万字を優に超える大部のものとなっているが、先行研究と比較しても、このテーマにおける体系的な研究として位置付けられる。

さらに、叙上の点に加えて、審査請求論文においては、独立取締役に関わる諸外国にみられる制度を結論としてわが国に採り入れた場合に、わが国において、独立取締役の候補となるべき人材を確保することが可能であるのかについても具体的に検討を行っている。この点について、わが国においては、従来、そうした人材が不足していると懸念されることが少なくないが、審査請求論文では、具体的に検討を行い、そうした人材を確保することが可能であることや、それを可能とする関連する仕組みについても提言を行っている。こうした検討は、従来の先行研究にはみられない審査請求者に固有のものと言え、独創性を有するものとして、高く評価することができる。

なお、審査請求論文には、審査請求者が目を患ったことがあることから、形式上、一部に誤字や脱字等がみられ、表現においても、不正確なのではないか等と思われる点も一部にみられるが、内容に影響するものとははいえないように思われる。

叙上の諸点より、審査請求者には、十分に学力があると同時に、審査請求論文は、博士に求められる論文の水準に達しているものと評価できる。

【最終試験】

論文審査委員会による最終試験を平成26年5月21日に実施し、全員一致で合格と判定した。

【学力の確認】

ビジネス科学研究科学位論文審査（博士後期課程）に関する内規第11条を適用し、十分に学力がある旨を確認した。

【結論】

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。